

建築物省エネ法適合性判定申請手数料

1. 新築・増改築の場合

令和8年4月1日以降(改正後)

(円)

計算法	用途	区分 延べ面積(m ²)	手数料額	
非住宅	標準入力法等 基準	非住宅(工場等を除く)	～300未満	241,000
			300～1,000未満	297,000
			1,000～2,000未満	384,000
			2,000～5,000未満	548,000
			5,000～10,000未満	675,000
			10,000～25,000未満	786,000
		25,000～	897,000	
		工場等	～300未満	23,000
			300～1,000未満	32,100
			1,000～2,000未満	44,600
			2,000～5,000未満	106,000
			5,000～10,000未満	157,000
	10,000～25,000未満		191,000	
	25,000～	236,000		
	モデル建物法 基準	非住宅(工場等を除く)	～300未満	92,100
			300～1,000未満	115,000
			1,000～2,000未満	152,000
			2,000～5,000未満	246,000
5,000～10,000未満			321,000	
10,000～25,000未満			381,000	
25,000～		447,000		
工場等		～300未満	19,000	
		300～1,000未満	27,500	
		1,000～2,000未満	39,100	
		2,000～5,000未満	99,100	
		5,000～10,000未満	149,000	
	10,000～25,000未満	182,000		
25,000～	227,000			
住宅	標準計算基準	戸建住宅	～200未満	36,100
			200～	39,800
		共同住宅等	～300未満	71,900
			300～2000未満	120,000
			2000～5000未満	204,000
			5000～	288,000
	仕様基準	戸建住宅	～200未満	18,000
			200～	19,000
		共同住宅等	～300未満	34,200
			300～2000未満	59,300
			2000～5000未満	102,000
			5000～	160,000
	仕様・計算併 用法基準	戸建住宅	～200未満	26,900
			200～	28,000
		共同住宅等	～300未満	53,000
			300～2000未満	89,300
			2000～5000未満	155,000
			5000～	224,000
複合建築物	上記に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額(非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合、その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の非住宅(工場等を除く)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)			

建築物省エネ法適合性判定申請手数料

2. 計画変更・軽微変更の場合

令和8年4月1日以降(改正後)

(円)

計算法	用途	区分 延べ面積(m ²)	手数料額	
非住宅	標準入力法等 基準	非住宅(工場等を除く)	～300未満	※変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計について、1.の床面積の区分に応じた額。
			300～1,000未満	
			1,000～2,000未満	
			2,000～5,000未満	
			5,000～10,000未満	
			10,000～25,000未満	
	工場等	25,000～		
		～300未満		
		300～1,000未満		
		1,000～2,000未満		
		2,000～5,000未満		
		5,000～10,000未満		
	モデル建物法 基準	非住宅(工場等を除く)	10,000～25,000未満	
			25,000～	
～300未満				
300～1,000未満				
1,000～2,000未満				
2,000～5,000未満				
工場等	5,000～10,000未満			
	10,000～25,000未満			
	25,000～			
	～300未満			
	300～1,000未満			
	1,000～2,000未満			
住宅	標準計算基準	戸建住宅	～200未満	18,000
			200～	19,000
		共同住宅等	～300未満	※に同じ
			300～2000未満	
	2000～5000未満			
	5000～			
	仕様基準	戸建住宅	～200未満	9,000
			200～	10,000
		共同住宅等	～300未満	※に同じ
			300～2000未満	
	2000～5000未満			
	5000～			
	仕様・計算併 用法基準	戸建住宅	～200未満	13,000
			200～	14,000
共同住宅等		～300未満	※に同じ	
		300～2000未満		
2000～5000未満				
5000～				
複合建築物	上記に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額(非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合、その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の非住宅(工場等を除く)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)			

※計画変更、軽微変更における面積算定について

変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と、当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計。